

第35回軽米町議会定例会令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

令和 4年12月13日(火)

午前 9時56分 開議

議事日程

- 議案第 1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2号 軽米町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 軽米町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例
- 議案第 9号 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 議案第10号 軽米町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 令和4年度軽米町一般会計補正予算(第7号)
- 議案第12号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第13号 令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 令和4年度軽米町一般会計補正予算(第8号)
- 議案第19号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第20号 令和4年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君						

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	福島	貴浩	君
総務課	企画担当課長	野中	孝博	君
総務課	総務担当課長	松山	篤	君
会計管理者兼	税務会計課総括課長兼	日山	一則	君
税務会計課	課税担当課長	古館	寿徳	君
町民生活課	総括課長	橋場	光雄	君
町民生活課	総合窓口担当課長	小林	千鶴子	君
町民生活課	町民生活担当課長	戸草内	和典	君
健康福祉課	総括課長	工藤	薫	君
健康福祉課	福祉担当課長	小笠原	隆人	君
健康福祉課	健康づくり担当課長	工藤	晃子	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君
産業振興課	農政企画担当課長	竹澤	泰司	君
産業振興課	農林振興担当課長	鶴飼	靖紀	君
産業振興課	商工観光担当課長	輪達	隆志	君
地域整備課	総括課長	中村	勇雄	君
地域整備課	環境整備担当課長	神久保	恵蔵	君
地域整備課	上下水道担当課長	寺地	隆之	君
再生可能エネルギー	推進室長	福島	貴浩	君
水道事業	所長	中村	勇雄	君
教育委員会	教育長	小林	昌治	君

教育委員会事務局総括次長
教育委員会事務局教育総務担当次長
教育委員会事務局生涯学習担当次長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長
監査委員事務局長

長瀬 設 男 君
輪 達 ひろか 君
梅 木 勝 彦 君
福 島 貴 浩 君
江刺家 雅 弘 君
関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 主 事
議 会 事 務 局 主 事

関 向 孝 行 君
竹 林 亜 里 君
松 坂 俊 也 君

◎開議の宣告

○委員長（本田秀一君） 休会前に引き続きまして、ただいまから令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

皆さんの慎重な審議をお願いいたします。

ただいまの出席委員は11人全員でございます。会議は成立しております。

（午前 9時56分）

◎議案第18号の審査

○委員長（本田秀一君） それでは、本日の議題に入ります。

議案第18号を議題といたします。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） おはようございます。それでは、議案第18号の説明の前に、昨日資料要求のございました新聞のコピーの提出の件でございますけれども、岩手日報社及びデーリー東北新聞社に確認したところ、議会に対する資料を提出する際は承認を得てから提出していただきたいということですので、今回の部分については資料の要求に対しては許可をまだ得ておりませんが、議員の控室等で新聞を閲覧できるということで資料の提出を差し控えてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○総務課総括課長（福島貴浩君） それと、中村委員からご指摘のございました消防の関係の報酬等の見直しに関する影響額ということで、どのくらいあるのかということに関しては、概算ではございますけれども、財政負担として500万円ほど増額となる見込みとなっております。

昨日の答弁漏れについては以上でございます。

それでは、議案第18号の説明に入らせていただきます。

議案第18号は、令和4年度軽米町一般会計補正予算（第8号）でございます。内容でございますが、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,529万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ85億4,483万9,000円とするものがございます。福祉灯油費等給付事業や給与改定に伴う人件費などに係る歳入歳出予算を主な内容とするものがございます。

歳入につきましては、16款の県支出金、2項県補助金414万円の増額、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業費補助金となります。

19款の繰入金、1項基金繰入金として1,115万3,000円の増額、財政調整基金繰入金が347万9,000円、地域福祉振興基金繰入金が767万4,000円となります。

6 ページ以降の歳出につきましては、それぞれの担当課から説明申し上げます。
なお、歳出の1 款の議会費から1 0 款の教育費に係る2 節給料、3 節職員手当等、
4 節共済費などの増額は、岩手県人事委員会の勧告に伴う給与改定に伴うものでござ
います。

歳入の説明を終わります。

○委員長（本田秀一君） 歳入の説明が終わりました。

歳入全般の質疑を受けたいと思いますが、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、歳入の質疑を終わります。

続きまして、6 ページ、歳出に入らせていただきます。

健康福祉課総括課長、工藤薫君。

○健康福祉課総括課長（工藤 薫君） 歳出の説明ですけれども、人件費に伴うもの以外
となりますと、7 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費とな
ります。2 節、3 節、4 節は給与改定による人件費で、私からの説明は1 0 節需用
費から1 9 節の扶助費になります。これは、県が起こしました生活困窮者原油価格
・物価高騰等特別対策事業、福祉灯油等給付する事業でございますけれども、これ
に伴う補正でございます。消耗品が4 万9, 0 0 0 円、役務費は通信運搬費、口座
振込手数料となっています。扶助費にあつては福祉灯油等給付費で、1, 3 8 0 世
帯、1 世帯当たり8, 0 0 0 円を根拠として計上してございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） それでは、続きまして3 款民生費の1 項社
会福祉費、3 目老人福祉費についてご説明いたします。

こちらにつきましては、9 万2, 0 0 0 円の補正額となっております。これにつ
きましては、介護保険特別会計繰出金ということで、今回介護保険特別会計で補正
予算要求をさせていただいております金額の一般会計からの繰出金の分ございま
す。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 質疑を受けたいと思います。

○健康福祉課総括課長（工藤 薫君） すみません、補足でいいですか。言い忘れまして。

○委員長（本田秀一君） 補足で。健康福祉課総括課長、工藤薫君。

○健康福祉課総括課長（工藤 薫君） 申し訳ございません、言い忘れまして、福祉灯油
の給付費でございますが、対象者は住民税非課税世帯のうち高齢者世帯、あと障が
い者世帯、ひとり親世帯が対象となっております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 以上、3款民生費の質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 住民税非課税世帯全部ではないということでした。高齢者世帯というのは65歳以上の世帯でしょうか。

それから、生活保護世帯に対して、これは収入認定されますか。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、工藤薫君。

○健康福祉課総括課長（工藤 薫君） ただいまのご質問ですけれども、高齢者世帯は65歳以上の世帯で構成されたところ、あと生活保護世帯の収入認定ですけれども、収入認定はその他の収入として8,000円を超えた場合は収入認定されるということで、8,000円であればまずそれに該当しないというふうなラインでございます。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） これはどういう形で給付されるのでしょうか。また、前に非課税世帯に5万円というのがありましたけれども、あれも一緒になるのかどうか、お伺いします。

〔「一緒ではない」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課総括課長、工藤薫君。

○健康福祉課総括課長（工藤 薫君） どういう形というふうな点でございますけれども、現金給付の年度内支払い、3月中旬までに支払いを完了して、3月中に実績書を提出するというふうなものが事業対象でございますので、いとまがございませんので現金で支給という形。

あと、先ほど言いました高齢者以外に住民税非課税世帯への5万円の給付については別事業ですので、それぞれ申請していただくというふうなことになります。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） そこは非課税世帯に通知が行きますかね、申請してくださいというもの、それともお知らせ版に載るぐらいでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 福祉灯油のご質問でございますが、これにつきましては対象者を個別に絞り込むというのがなかなか難しい事業でございますので、こちらにつきましては全戸配布でお知らせ版ですとか、あとは申請書等につきましては全戸配布で紙を配布したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） すみません、5万円のほうはどのような形で。

- 委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。
- 健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 5万円の給付金のほうにつきましては、システム改修を終えておりました、今その通知を出そうという準備をしております。対象者につきましては、こちらから確認書という形で、前の10万円と同じで送付いたしました、そちらを確認していただいた書類を提出していただいたということで、そちらについて給付するという形を取っております。
- 以上です。
- 委員長（本田秀一君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） ありがとうございます。テレビのコマーシャルでも何か今、福祉灯油とか何とかって、あれは盛岡市の分だったと思いますけれども、これ、いつだろうかと聞かれるので、待っていたようだったので。今は、コロナ関係で健康福祉課は大変忙しいかとは思いますが、よろしくお願ひしたい、早めにお願ひしたいと思います。
- 委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。
- 中村委員。
- 4番（中村正志君） 確認も含めて、この福祉灯油の対象者が非課税世帯のうちの高齢者世帯とか、ひとり親世帯とかというふうな言い方でしたよね、今。それが千八百幾ら世帯あるという言い方だったような気がするのですけれども、我々行政区での世帯といえば3,500か何ぼぐらいしかないと考えていたのですけれども、多分戸籍上での世帯ということになって、それ以下の中でも世帯分離している親と子供が別になっているというふうな世帯等もあるかと思うのですけれども、1,800という数字はすごく多いなという感じを受けたのですけれども、全体で軽米で世帯数というのは何世帯と把握しているのかということが1つ。
- あと、1,800もあるということは、1,800世帯の人たちは税金払っていないということですよね、3分の1以上が。非常にすごく多いなという印象を感じたので、その辺の数字等をお知らせいただければと思います。
- あと、また世帯分離等をされている人で、施設に入っている高齢者の方々等もいると思うのですけれども、そういう独りになって施設に入っている人たちも対象だとは思いますが、そういう人たちも対象になるのでしょうか。ただ自己申告すればなるということだと思えるのですけれども、何かそういう人たちもかなりの数はいるのではないかなという気がします。その辺の状況も含めてお願ひしたい。
- 委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。
- 健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 先ほど申し上げた世帯数につきましては、対象世帯として一応マックスで考えた場合の数字でございますが、1,380世帯ということで、非課税世帯は1,300世帯、あと被保護世帯、生活保護の世帯を

80世帯ほどということで一応試算をしております。

○4番（中村正志君） 全体の世帯数は幾らか。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 3,692世帯のようです。

〔「世帯分離で高齢者世帯であれば」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） あと、高齢者世帯ということですが、これは高齢者のみの世帯ということで、世帯分離されている方もこちらには含まれるということでございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 関連して質問しますが、様々な申請の受付を、昨日の委員会の中でもありましたマイナンバーカードの受付を出張所でも対応するようなことの予算が提案されましたが、この問題についても出張所で対応というふうな選択もあったほうがいいのかなど、そう考えますが、その点は考えておられますか。考えてくださいという質問であります。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまの質問についてお答えいたします。

今のところ、出張所ということになりますと、出張所には1人しかいないということでございますので、うちで職員を派遣しなければいけないというような形になります。そうすると、ちょっとうちでも今、人数が、ワクチン接種のほうにも行っておりまして、それで人数が足りないのも、それとあとは間違いがあるとまた何回か来ていただくような形になってしまいますので、できれば役場の窓口で全てを受け付けたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 事務的なことはよく分かりませんが、この前の説明は、マイナンバーカードの率を高めたいというようなことも……

〔「山本委員、マスクやってください」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 心臓を整えてやらねば。昨日のマイナンバーカードの問題について出張所でも対応するというようなことだったと私は理解しておりましたので、マイナンバーカードの部分はやっぱり基本的な住民登録もまず個々の権利に関わる最高のものでございますので、その手続を出張所でやる、対応できるのであれば、今回の議案についても当然やれる範囲ではないかなと私は思います。したがって、

まず何回か来てもらうというようなことも今説明にありましたが、それ以上に出張所の活用というような面と難易度差と言っても私は事務屋ではありませんが、前向きに町長は検討してみてもいいですか。そうすると、その対応については、特に弱者の人たちでございますので、そんな面では前向きな検討に値する事案ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問でございますが、気持ちはわかりますし、できればそのようにしてあげたいという気持ちもございましたけれども、やはり確認書類というのがちょっと複雑でございますので、結構お年寄りの方が多いので、間違いが多いということで、やはりこちらで受け付けたいということなんです。

それと、あと弱者の方につきましては、ひとり暮らし世帯ですとか、そういう方につきましては当方で訪問事業等も行っております。そちらでそういう対象の方には呼びかけをすると、あるいは連絡をいただければそちらに参ってそういう書類を受け付けるということも行ってございますので、どうかその方法でやっていきたいということでご理解をお願いします。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 何が問題なのかがちょっと私は分かりませんが、マイナンバーカードの交付についての手続ができるのであれば、私は基本的なことがクリアできる体制を、例えば小軽米出張所で言いますと、1月から3月までは2人体制になる。そんな面では十分、連絡を取りながら対応できると、そう考えます。ただ、例えば書類等を分けてどうのこうのということの問題とか、もう少し前向きで検討すれば可能なことだと私は思いますが、もう一度検討してもらおうように要望して、私の質問は終わります。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、3款民生費を終わります。

4款衛生費に入ります。

〔「全体でいいんじゃないか」と言う者あり〕

○健康福祉課総括課長（工藤 薫君） あとは人件費、給与改定に伴う補正なので。

〔「全部の中で補足あったら」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 全部説明やってから。

〔「終わったでしょう」「給与改定だから」「給与改定以外があったら」「補足説明があるか、ないかを聞いて」と言う者あり〕

- 委員長（本田秀一君） 地域整備課総括課長、中村勇雄君。
- 地域整備課総括課長（中村勇雄君） 私からは9ページ、8款土木費、4項下水道費、1目下水道整備費についてご説明させていただきます。
- 5万5,000円を追加し、7,072万3,000円とするものでございます。これは下水道事業特別会計に繰り出す繰出金となります。内容は、給与改定に伴うものでございます。
- 以上です。
- 委員長（本田秀一君） あとはいいですか、説明。
- 〔「はい」と言う者あり〕
- 委員長（本田秀一君） 歳出全般について質疑を受けたいと思いますが、質疑ありませんか。
- 山本委員。
- 10番（山本幸男君） 冒頭で昨日の新聞報道についての説明がございましたが、これで改めて質問します。
- 〔「それは最後に総括でやるから」と言う者あり〕
- 10番（山本幸男君） いやいや、商工費に関連して質問したいというの。
- 〔「じゃあ、商工費全般で」と言う者あり〕
- 10番（山本幸男君） 委員長がそう言うのであればいい。
- 委員長（本田秀一君） いいですよ、どうぞ。
- 10番（山本幸男君） 質疑は関連して聞いておくならば聞いておいたほうがいいのではないかと私は思う。先ほどの答弁があったものだから、併せてまず質問いたします。いいですか。
- 委員長（本田秀一君） 商工費。
- 10番（山本幸男君） 商工費に関連してデーリー東北の関係で結論は簡単に言えば、今の段階では資料として請求、出してもらえないかという私の質問に対して、新聞社の了解を得ながら対応したいというような答弁で、今日の答弁はその回答ができないので控室に新聞を置いて、それを見てもらうということでご理解願いたいというような答弁だったように私は聞きましたが、ただ、新聞も報道の自由で、私ら等が様々議会で議論することも自由に取材をする。ある面では自由に報道する。その他の報道されたことについて、我々が検証するというようなことは、今の世の中の最低のルールだと思います。そんな面では資料の要求を私がしたということも特別なことではないと思います。既に新聞が発行されて、市内に出回っているわけですから。そんな面ではもう少し簡単に考えて資料の要求が出されたのであれば、それを配布するというようなことはふつうのことではないかなと僕はと思いますが、ちょっと時間が、もしかすればもうオーケーが出ている、その実態についてもう少し詳

しく説明願えませんか。いかがでしょうか。

○委員長（本田秀一君） 総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの質問にお答えします。

最低のルールということで対応してございます。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 私の質問の仕方も悪かったかもしれない。資料として出してもらうことが最低のルールではないかと私は言っているのです。出ていないから……

〔「休憩したら」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時26分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） ただいまの再度のご質問にお答えいたします。

著作物を複製するには著作権のうち複製権という権利が及びます。法律では、私的使用のための複製は認められています。これは、あくまで家庭内に準じる範囲での私的な使用に限定されるものであります。企業、団体内でその業務に関連して著作物をコピーしたりPDF化など電磁的に複製したりすることは私的使用の範囲にも入らず、たとえ1枚のコピーや電磁的複製でも著作権者の承諾が必要となるということでございます。

そういったことから、議会に対して資料の提出する際は岩手日報社及びデーリー東北新聞社の許可を得て提出することになります。

○10番（山本幸男君） その許可が出なかったということ。

○総務課総括課長（福島貴浩君） それについては、申請から二、三日して承諾を得ることになりますので、その承諾を得ることになれば現時点のこの場の提出についてはできないということになります。

○10番（山本幸男君） やっているということか、その請求は。

〔「了解」と言う者あり〕

○6番（舘坂久人君） 二、三日かかれば終わっている。

〔「今週に間に合わないということさ」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 今週に間に合うとか、間に合わないとか、それは了解もらえれば出すの。

〔「出るんだが、出ねんだが分からない」「了解

もらえば出せるのですよ」と言う者あり]

○10番（山本幸男君） であれば、待っています。

[「新聞見ればあるんだもの」と言う者あり]

○委員長（本田秀一君） 議案第18号、歳出終わっていいですか。

[「はい」と言う者あり]

○委員長（本田秀一君） 議案第18号を終わります。

◎議案第19号の審査

○委員長（本田秀一君） 続きまして、議案第19号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

地域整備課上下水道担当課長、寺地隆之君。

○地域整備課上下水道担当課長（寺地隆之君） 議案第19号は令和4年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

本会議場での総括課長の説明に補足させていただきます。こちらにつきましては、お手元の資料、議案第19号関係資料、こちらによりまして概要を説明させていただきます。

歳入でございますが、3款の繰入金を5万5,000円追加し7,072万3,000円とするものでございます。一般会計からの繰入金でございます。

歳出でございますが、1款の総務費を5万5,000円追加し1,748万円とするものでございます。こちら、総務管理費の給料、職員の手当の部分でして給与改定に伴うものでございます。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 議案第19号の説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第19号を終わります。

◎議案第20号の審査

○委員長（本田秀一君） 最後の議案であります議案第20号に入らせていただきます。

議案第20号 令和4年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）、健康福祉課総括課長、工藤薫君。

○健康福祉課総括課長（工藤 薫君） 議案第20号は軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算書の3ページでございます。歳入ですけれども、一般会計繰入金、先ほど議案第18号の部分で繰出金に対応した繰入金でございます。9万2,000円

の補正でございます。

4 ページ、歳出でございます。1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費の部分ですけれども、9 万 2, 0 0 0 円。これは、給与改定に伴う人件費というふうな補正でございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 説明が終わりました。

議案第 2 0 号、質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） ないようですので、議案第 2 0 号を終わります。

◎総括質疑

○委員長（本田秀一君） これから全体的な質問を受けたいと思います。総括質疑ということで、当特別委員会に付託されました議案 2 0 号までの個別質疑が終わりました。これまで審査した議案 2 0 件について総括的な質疑を行います。質疑漏れはありませんか。

中村委員。

○4 番（中村正志君） 何か同じことの繰り返しになるかもしれませんが、昨日、課長からの答弁をいただきましたので、先ほどの新聞記事の内容ではないのですけれども、町長からの答弁を求めたい。いずれかまい文化交流センターの関係の県への訴訟について、法に基づいて訴訟を起こしたということ、それはそのとおりかもしれませんが、その被告が、相手方が岩手県と売主、町民である売主であると。そのことについて議会で訴訟の議決を求めたときには、何かもう売主も了解済みだった、了解というか、そのことに対しては大した不安感も何もないような言い方をされたというふうになにか言ったので、売主の方は特に何も問題ないのかなというふうに当時感じたのですけれども、この新聞記事の中に用地の売主の被告も、被告もという言葉が出ていますけれども、瑕疵担保責任はないとして請求棄却を求めたというふうな記事が載っているわけです。これはデーリー東北ですけれども、軽米町でもデーリー東北の購読者が結構いる。この言葉を多分、何人かがこれを見ていると思いますけれども、やはり町民はこれを見てどのように思うのでしょうか。やはり町長が町民を訴えているということで、町民は困っているというふうな状況をこの記事で感じ取られるわけです。この点について、法に基づいてやったかもしれませんが、この状況を町長はどのように感じられるのか。また、今後どのような対応をしようとしているのか、その考え方を伺いたい。町長から聞きたい。課長からの答弁は昨日、江刺家課長から聞きましたから。

○委員長（本田秀一君） 休憩します。

午前 10 時 35 分 休憩

午前 10 時 36 分 再開

○委員長（本田秀一君） 再開します。

町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） これまで課長が答弁した……。あくまでもやはり県が医療廃棄物を出したことは間違いありませんし、それを撤去していただくということを我々もずっと要望してまいりました。それに対してなかなか県はそれに応じていただけないと、そういうことで、これは司法の場で解決するしか判断がないというふうなことで今回の訴状に至ったわけでありまして、その中身に関しては係争中でありますのでこれ以上のことは申し上げられませんが、そういうことで県に満額、我々の要望を了解してもらうことに全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 全体ですか。

○委員長（本田秀一君） 全体です。

○10番（山本幸男君） 全体。では、今かるまい文化交流センターの関係が出ておりますので、関連で私なりの質問をしたいと思えます。

町長の答弁は、それから担当課長の答弁の中にもよくありますが、係争中であるためにこれ以上は申し上げられないというようなことで終わるといような答弁が多い。係争中であることは間違いありませんので、それについての理解もできますが、ただ、結果として、裁判の結果が大変と厳しい結果になったときの責任は町長が取ることですか。例えば私たちは中身については何ら知らない部分、教えてもらえない部分、答えてもらえない部分というのがたくさんありますので、それらについては説明を受けておりませんので責任の負いようがない。したがって、それらについての責任は一切町長が責任を負うということに理解していいですか。このことについて質問いたします。それが第1点。

あと一点ありますが、それはまた答弁もらってから、別な項目ですから。

○委員長（本田秀一君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 繰り返しになりますけれども、今係争中でありますので、これ以上のことは申し上げられませんが、いずれ司法の場でこちらの要求が通るようになら一生懸命頑張りたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

- 10番（山本幸男君） いずれ裁判ということを選択したわけで、中身については訴状も教えてもらっておりませんし、その内容についても詳しく僕らは知らされていない。したがって、責任の一切は町長にあると、私はそう思っております。したがって、そういう覚悟であると理解していいですか。覚悟であると、そういうように理解しておりますが、それでいいですか。

〔何事か言う者あり〕

- 10番（山本幸男君） 答弁がなければなくてもいい。

- 委員長（本田秀一君） 答弁ないみたいですので。

山本委員。

- 10番（山本幸男君） 町長の責任というようなことで理解したいと思っております。

そこで、質問を変えます。先ほど様々な交付金の関係で、高齢者とか、子育てだとかというようなことの手続の問題ですが、マイナンバーカードについては出張所でも来月から3月まで対応する。これらも一緒に対応したらどうですかという質問に対して、様々な煩雑な面もあるので対応が難しいという話もありました。マイナンバーカードについては、新聞紙上等、ここにちょっと見ますと、ただいまマイナンバーの登録の件数が多いと、地方交付税の算定が大変というような様々な有利な面がありまして、そんな面も含めて行政がそこに力を入れて、出張所も利用していくと。ところが、今回国が生活困窮者等を対象にした様々な部分については、やはり私は同等の考え方で出張所も活用して町民の利便性を図るべきだと、そう考えます。そんな面では町長、もう一步踏み込んでマイナンバーカードと同様、一緒に出張所も活用する。そして、町民の利便を図るというようなことの考え方はどうですか。

- 委員長（本田秀一君） 担当課でいいですか。

- 10番（山本幸男君） 課長でも。

- 委員長（本田秀一君） 町民生活課総括課長、橋場光雄君。

- 町民生活課総括課長（橋場光雄君） 山本委員の質問にお答えします。

今回町民生活課で補正をお願いしたのは、山本委員が言うとおりのマイナンバーカードの普及率を上げるということなのですが、会計年度任用職員を出張所にやるのではなくて、町民生活課に配置をして、町民生活課の職員が出張してカードを受け付けることによってマイナンバーカードの普及率を上げるというふうな考え方で予算要求しているもので、それと併せて健康福祉課のものを一緒に事務処理できるかといえ、そこは同一に考えればちょっと問題が複雑化すると思いますので、分けて考えていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- 委員長（本田秀一君） 健康福祉課福祉担当課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課福祉担当課長（小笠原隆人君） 先ほどちょっと申し上げるのを忘れたところもあるので、住民税非課税世帯の部分につきましては国の給付金ということで補助金等も頂くということで、事務費も出ます。そちらで通信運搬費を見ておりますので、対象者の方には確認書をお送りします。確認をして添付書類をつければ郵送でも返送できるように返信用封筒も入れてございますので、出張所に行かなくても、ポストがあるところに行けば出せるというような状況もございます。

それと、あとは役場でやっているというのは対象者であるかどうかの確認等もございます。世帯主だったりしますので、特に福祉灯油とか、あるいは今やっている後期高齢者の部分につきましては、世帯主の方が申請者になるということでございます。結構来るお年寄りの方、間違っておられまして、自分がやってもいいのか、駄目なのかというような感じで来られますので、そういう間違いも防ぎたいというところがありますので、どうかご理解をお願いします。

以上です。

○委員長（本田秀一君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） いずれ該当者が漏れなく、それから情報をいっぱいもらって、喜んで対応がされるようにというような面で発言しておりますので、よろしく願いしたいと思います。いずれマイナンバーについても事は同じだと思いますので、頑張ってください。終わります。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 町長の政務報告のことで。

○委員長（本田秀一君） 政務報告、はい。

○3番（江刺家静子君） 公共土木災害復旧事業についてというところなのですが、そこで24か所の災害の箇所があって、17件は着手していると、済んだところもあると、7件は手つかずの状態ということなのですが、この手つかずのところはなぜ手つかずなのか、どこなのでしょう。

○委員長（本田秀一君） 地域整備課総括課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、24件の被災箇所につきまして順次復旧に努めているところでございます。そのうち、まだ終わっていないところにつきましては5か所になっております。今現在あと5か所残ってございます。その場所につきましては、町道小玉川八木沢線のところの路面補修が必要な箇所、あと大清水橋の流木が漂着した部分についてはちょっと遅れているところでございます。あと、そのほか準用河川米田川の河床低下の部分が2か所、あと笹渡川の板橋地区の護岸崩落が1か所ということでございます。

○委員長（本田秀一君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 手つかずというのは、まだ手がついていないところというのが今の件に含まれていますか。

○委員長（本田秀一君） 地域整備課環境整備担当課長、神久保恵蔵君。

○地域整備課環境整備担当課長（神久保恵蔵君） 江刺家委員の質問にお答えします。

現在残っている工事につきましては、河川に関係するものでございまして、渇水期の工事でスムーズに進めたいと思っていましたので残っております。今、対応可能な業者と協議中でございますので、雪が降る前にといいか、早い時期に完成したいと思っておりますので。

以上です。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

大村委員。

○7番（大村 税君） 今回の補正予算には直接は関係がございませんが、先般12月5日の県議会での報告が掲載されております。農業者について産業振興課の方からご指導願いたいと思います。肥料や電気高騰に対しての国の補填が、肥料の高騰した分の7割が国で補填してくれると、その3割については自己負担ということで、その救済事業として県が3割分を上限なしで補填してくれるということで予算が計上されて発表されておりますが、町にどのような情報が入って、町ではそれをどのように今後農家の救済を考えておられるか、お伺いいたします。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

大村委員のおっしゃいましたとおり、国で肥料高騰対策事業ということで国庫補助事業で7割、これは全ての肥料ということではないのですが、令和4年6月から令和5年5月までに購入した肥料について、高騰分について国で7割補助する。この制度につきましては、これは個人ごとで個人の農家が直接申請するものではなくて、全てJA、農協が窓口となって委託を受けてやる事業のようです。なので、JAからは来年の1月6日から1月31日まで受付等を行ってその対応をしていくということでございます。

それに伴いまして、県におきましてもその残りの3割の部分についても支援していくというようなことの内容のようでございます。

なので、その周知等につきましてはJAが、一番が多分自分のところを通して取引している農家の方については直接多分周知していくかと思っておりますけれども、いずれそういった手続を全てJAが委託を受けてやるものですから、例えばほかの民間

の業者等でそういった取引があるようであればJ Aに申請というか、こういった事業を受付したいというか、申請したいということで、J Aを通して全てやるような形になると思いますので、町でも例えば問合せあった場合、あとは今後の周知等については引き続きJ Aとも連携を図りながら、J Aで例えばなかなか周知になっていないのでお知らせ版だとか、例えばそういった部分で広報をお願いしますよというようなことであれば、そういった部分を協力して、いずれ漏れのないように進めてはいきたいと思っております。

ただ、この肥料高騰につきましては国でも全ての農家が対象ということではないようです。いずれ10項目ぐらいの項目がありまして、とにかく一番基本なのが化学肥料を2割削減する計画を持った農家については補助しますよというものでございますので、全てではない。いずれハードルは少し高いようでございます。10項目のうちから2項目について選択をして取り組む農家に対して支援しますよということですから、全ての農家が対象になるというものではないようです。

ですので、いずれその関係につきましてはJ Aと連携を図りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 大村委員。

○7番（大村 税君） 大変詳細にわたってご指導いただきましてありがとうございました。国と県は給付金で支援するというようになっておりますが、町としては何ら高騰の支援は考えておられないのか、ご確認いたしたいと思っております。

○委員長（本田秀一君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町といたしましては、国等先駆けて取りあえず今現在、今回補正で700万円の補正もお願いしておりますけれども、農業資材価格高騰等対策支援金ということで今現在も受付をして、交付してございます。あとは、こういった国とか県の事業等もございますので、今後の動向等を踏まえ、例えばまた新たな対策とか支援というものについては今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（本田秀一君） 大村委員。

○7番（大村 税君） お知らせ版等も有効活用して農家の方々に周知徹底していち早く、申請しやすいような対応をお願いして、質問を終わります。

○委員長（本田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（本田秀一君） 以上、質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これからまとめに入りますので、当局の方は退席願います。大変ご苦労さまでし

た。

[当局退席]

◎議案第1号から議案第20号の討論、採決

○委員長（本田秀一君）　まとめに入りたいと思います。

討論される方はありますか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（本田秀一君）　反対の議案はありますか。

[「なし」と言う者あり]

○委員長（本田秀一君）　ないようですので、全議案可決ということでよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

◎閉会の宣告

○委員長（本田秀一君）　では、以上で特別委員会を閉会といたします。

（午前10時59分）